

清新第一中学校 いじめ防止対策基本方針

令和7年4月1日

【いじめ防止の基本理念】

清新第一中学校 生活指導部

- (1) いじめがいずれの生徒にも起こり得るものであることを踏まえ、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにする。
- (2) 生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育む。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた生徒等の生命を保護すること及び、いじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識する。
- (4) いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をする。

【いじめ防止に対する措置（未然防止）】

【いじめ防止対策委員会】

【目的】「いじめ」を未然に防止、早期発見し、いじめを絶対に許さない学校づくりに積極的かつ組織的に取り組み、その解決を図ること

【組織】管理職・主幹教諭・生活指導主任・学年主任・生活指導部・養護教諭・スクールカウンセラー

【教職員の具体的な取り組み】

- ・いじめアンケートの実施（学期ごとに年3回）
- ・特別支援教育コーディネーターやSCを中心とした教育相談体制の充実
- ・「やりとり帳」を活用した生徒との交流
- ・道徳授業地区公開講座や講演会等の活用
- ・朝礼、集会等による講話（校長、生活指導主任、学年主任）
- ・いじめ、不登校に関する校内研修の実施
- ・学級、学年通信、生活指導部だより等による情報発信と注意喚起
- ・家庭連絡、訪問、地域関係者との情報交換
- ・L-Gate の活用

【生徒の取り組み】

- ・いじめに関する授業を受講
- ・アンケートによる情報提供
- ・学級担任との望ましい信頼関係づくり（やりとり帳、L-Gate の活用）
- ・学級活動、道徳を通じた学び合いと相互理解

【いじめに対する措置（いじめ発生時）】

①教職員の取り組み

- ・生徒から個別の聞き取りを実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対処する
- ・人権に配慮し、事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践する
- ・保護者に対して、事実について説明し、二度と起こらないような体制について説明し理解を得る
- ・いじめられた生徒を守るために、教職員で共通理解を図り、サポートチームを構築し、解決に向けた支援を行う
- ・養護教諭やSC及び医師と連携し、メンタルヘルスケア等を行い、自信や存在感を持たせる場の提供を行う
- ・家庭訪問を行い、生徒に安心感をもたせ、信頼関係の構築を行う

②家庭・地域との取り組み

- ・子供の不安を取り除く話し合いと聞き取りを行う
- ・教職員や教育委員会、警察、児童相談所等との連携・相談を行う